

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年 6 月27日
【会社名】	ニッタ株式会社
【英訳名】	Nitta Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石 切 山 靖 順
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区桜川四丁目 4 番26号
【電話番号】	06 - 6563 - 1211
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 経営管理担当 懸 上 耕 一
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区桜川四丁目 4 番26号
【電話番号】	06 - 6563 - 1211
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 経営管理担当 懸 上 耕 一
【縦覧に供する場所】	ニッタ株式会社東京支店 (東京都中央区銀座八丁目 2 番 1 号) ニッタ株式会社名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目17番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社第94期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）においては、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本総会が開催された年月日

2023年6月27日

(2) 決議事項の内容

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

普通株式1株につき期末配当金として金60円

総額1,686,999,000円

ロ 効力発生日

2023年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、石切山靖順、小林武史、萩原豊浩、北村精一、泉敦、懸上耕一、豊島ひろ江、池田剛久、小野友之を選任する。

なお、豊島ひろ江、池田剛久、小野友之は、社外取締役候補者である。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、赤井順一、福若克博、大神哲明を選任する。

なお、大神哲明は社外監査役候補者である。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、西村智子を選任する。

なお、西村智子は補欠の社外監査役候補者である。

<株主提案>

第5号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第18条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。 2 (新設)	(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。 2 上場企業であり続ける限り、当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案 >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	244,223	7,252	0	(注) 1	可決 (95.91%)
第2号議案 取締役9名選任の件					
石切山靖順	243,612	7,861	0	(注) 2	可決 (95.67%)
小林武史	247,393	4,082	0		可決 (97.15%)
萩原豊浩	247,380	4,095	0		可決 (97.15%)
北村精一	247,416	4,059	0		可決 (97.16%)
泉敦	250,219	1,256	0		可決 (98.26%)
懸上耕一	250,223	1,252	0		可決 (98.27%)
豊島ひろ江	247,511	3,964	0		可決 (97.20%)
池田剛久	244,318	7,156	0		可決 (95.95%)
小野友之	250,724	751	0		可決 (98.46%)
第3号議案 監査役3名選任の件					
赤井順一	247,028	4,446	0	(注) 2	可決 (97.01%)
福若克博	244,472	7,000	0		可決 (96.01%)
大神哲明	217,509	33,963	0		可決 (85.42%)
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
西村智子	251,197	278	0	(注) 2	可決 (98.65%)

< 株主提案 >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第5号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件	43,197	208,736	0	(注) 3	否決 (16.96%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

4. 第1、4号議案について無効数は799個、第2号議案の無効数は801個、第3、5号議案の無効数は802個であった。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決（株主提案については否決）が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。